

鹿児島大学大学院理工学研究科博士後期課程の学位に関する取扱内規

平成 16 年 4 月 1 日

理工学研究科長裁定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、鹿児島大学学位規則（平成 16 年規則第 117 号。以下「規則」という。）第 25 条の規定に基づき、鹿児島大学大学院理工学研究科博士後期課程（以下「後期課程」という。）の学位論文の審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この内規において「課程博士」とは、規則第 5 条第 1 項の規定により授与される博士の学位を、「論文博士」とは、規則第 5 条第 2 項の規定により授与される博士の学位をいう。

(申請資格)

第 3 条 課程博士の学位授与を申請することができる者は、後期課程に 3 年以上在学し、12 単位以上を修得した者又は当該年度末までに修得する見込みがあると主指導教員が認めた者とする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、次に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

- (1) 博士前期課程又は修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含み 3 年以上
- (2) 博士前期課程又は修士課程において優れた業績を上げ、2 年未満の在学期間で修了した者にあつては、当該課程における在学期間を含み 3 年以上
- (3) 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が入学した場合にあつては、1 年以上

2 論文博士の学位授与を申請することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 後期課程に 3 年以上在学し、鹿児島大学大学院学則第 39 条第 3 項に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け退学した者
- (2) 大学卒業後 7 年以上又は本研究科若しくは他大学大学院の博士前期課程(修士課程)修了後 4 年以上の研究歴を有する者
- (3) 前 2 号に掲げる者以外の者で、10 年以上の研究歴を有する者

(予備審査)

第 4 条 課程博士又は論文博士の学位を受けようとする者は、規則第 5 条第 1 項又は第 2 項に規定する学位授与の申請に先立ち、予備審査を経なければならない。

(予備審査の申請)

第 5 条 課程博士の学位を受けようとする者は、主指導教員の承認を得て、毎年 4 月又は 10 月の指定した期日までに次に掲げる書類を鹿児島大学大学院理工学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 予備審査申請書 | 1 通 |
| (2) 論文目録 | 5 通 |
| (3) 学位論文の草稿 | 5 通 |
| (4) 学位論文の要旨 | 5 通 |

2 論文博士の学位を受けようとする者は、論文の内容に関連のある研究科指導教員 1 名に世話教員としての承諾を得るものとする。

3 前項に掲げる者は、世話教員の承認を得て、次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 予備審査申請書 | 1 通 |
| (2) 論文目録 | 5 通 |
| (3) 学位論文の草稿 | 5 通 |
| (4) 学位論文の要旨 | 5 通 |
| (5) 最終学歴の卒業又は修了証明書 | 1 通 |
| (6) 履歴書 | 1 通 |

4 第 2 項に掲げる者は、随時、予備審査の申請ができるものとする。

5 第 7 条第 1 項の規定により学位論文受理を否とされた予備審査の申請者は、論文内容を改善の上、改めて予備審査の申請を行うことができる。

(予備審査委員会)

第 6 条 研究科長は、予備審査の申請があったときは、鹿児島大学大学院理工学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）の議を経て予備審査の申請者ごとに、予備審査委員会を設けるものとする。

2 予備審査委員会は、後期課程の指導教員 3 名以上の者（以下この条において「予備審査委員会委員」という。）をもって構成する。

3 予備審査委員会に主査を置き、予備審査委員会委員の互選により選出する。

4 予備審査委員会は、論文の審査に当たって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等に副査として協力を求めることができる。

5 予備審査委員会の主査は、別に定める様式により、予備審査委員会が設置された日から 1 年以内に、審査結果を研究科長に報告するものとする。

(論文受理の決定)

第 7 条 研究科教授会は、前条第 5 項の報告に基づき論文受理の可否を決定する。

2 研究科長は、前項の決定結果を予備審査の申請者に通知する。

(学位授与の申請)

第 8 条 課程博士の学位授与を申請しようとする者で、予備審査の結果、論文の受理を可とされた者は、主指導教員の承認を得て、毎年 6 月又は 12 月の指定した期日までに次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 学位授与申請書 | 1 通 |
| (2) 論文目録 | 5 通 |

- | | |
|-------------|-----|
| (3) 学位論文 | 5 通 |
| (4) 学位論文の要旨 | 5 通 |
| (5) 履歴書 | 1 通 |

2 論文博士の学位授与を申請しようとする者で、予備審査の結果、論文の受理を可とされた者は、世話教員の承認を得て、速やかに次の各号に掲げる書類に学位論文審査手数料を添えて（第3条第2項第1号に掲げる者のうち、退学後1年以内の者は除く。）、研究科長に提出しなければならない。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 学位授与申請書 | 1 通 |
| (2) 論文目録 | 5 通 |
| (3) 学位論文 | 5 通 |
| (4) 学位論文の要旨 | 5 通 |
| (5) 最終学歴の卒業又は修了証明書 | 1 通 |
| (6) 履歴書 | 1 通 |

（論文の受理）

第9条 研究科長は、前条により学位論文を受理したときは、研究科教授会に報告する。

（審査委員会）

第10条 研究科教授会は、研究科長から論文の審査を付託されたときは、申請者ごとに審査委員会を設けるものとする。

- 2 審査委員会は、後期課程の指導教員3名以上の者（以下この条において「審査委員会委員」という。）をもって構成する。
- 3 審査委員会に主査を置き、審査委員会委員の互選により選出する。
- 4 審査委員会は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等に副査として協力を求めることができる。

（論文審査、最終試験及び学力の確認）

第11条 審査委員会は、学位論文を受理した日から1年以内に論文審査及び最終試験又は学力の確認を行う。

- 2 主査は、論文審査及び最終試験又は学力の確認を行うときは、申請者に必要な事項を通知しなければならない。
- 3 最終試験は、第8条第1項に掲げる者について、学位論文を中心としてこれに関連する科目について口頭又は筆答により行う。
- 4 学力の確認は、第8条第2項に掲げる者について、専攻の学術に関し後期課程修了者と同程度以上の学識並びに研究能力について、口頭及び筆答により行う。

（論文発表会）

第12条 審査委員会は、提出された課程博士又は論文博士の申請論文に係る論文発表会を審査の一環として公開で行う。

- 2 審査委員会は、前項の論文発表会を行うときは、申請者に必要な事項を通知するとともに、

別に定める様式により公示しなければならない。

3 論文博士に関する論文発表会は、学力（口頭）の確認を兼ねることができる。

（論文審査結果等の審議）

第 13 条 審査委員会は、論文審査及び最終試験又は学力の確認の結果を審議し学位授与に値するか否かを決定する。

2 前項の議決は、審査委員の 4 分の 3 以上の賛成で決する。

3 論文審査及び最終試験及び学力の確認の評価判定は、合格又は不合格とする。

（論文審査結果の報告）

第 14 条 審査委員会は前条に規定する審査が終了した場合は、その結果を研究科長に文書で報告しなければならない。

（学力確認の免除）

第 15 条 第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる者のうち、退学後 1 年以内の者は学力の確認を免除する。

（その他）

第 16 条 この内規に定めるもののほか学位論文審査等に関し必要な事項は、研究科長が研究科教授会の議を経て定める。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この内規は、平成 17 年 6 月 15 日から実施する。

附 則

この内規は、平成 20 年 4 月 16 日から実施し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

2 この内規の施行日の前日において、在学する学生については、改正後の第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成 22 年 1 月 20 日から実施する。